

売買単位は 100 株に統一

制度調査部
横山 淳

【要約】

東証を始めとする全国証券取引所は、2007年11月27日、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表した。

この中で、最終的な目標として、わが国の上場会社の売買単位を100株に統一することとしている。

その前段階として、2012年4月を目標（仮）に上場会社の売買単位を100株と1,000株の2種類に集約することとしている。

はじめに

東京証券取引所（以下、東証）を始めとする全国証券取引所は、2007年11月27日、「売買単位の集約に向けた行動計画」¹（以下、「行動計画」）を発表した。

東証は、2007年4月に公表した「上場制度総合整備プログラム2007」²でも上場会社の売買単位の統一を目標に掲げていた。今回、東証だけではなく、わが国の全ての証券取引所が足並みを揃えて、売買単位の統一に向けて動き始めたのである。

最終的に売買単位を 100 株に統一

「行動計画」が示す売買単位統一のスケジュールは次の通りである。

年月	段階	内容
2008年4月	第一段階（早期適用期間）	新規公開会社、単元株式数の設定・変更会社には売買単位100株とすることを求める。
2008年12月	中断期間	株券電子化制度開始に伴うコーポレートアクション非推奨期間（ 1 ）
（2009年1月予定）	（株券電子化実施）	
2009年4月	第二段階	100株と1,000株への移行期間
2012年4月（ 2 ）	第三段階	100株と1,000株に集約 以後、100株への移行期間
未定（ 3 ）	100株に統一	

（出所）全国証券取引所「売買単位の集約に向けた行動計画」を基に大和総研制度調査部作成

（ 1 ）端株処理のためのコーポレートアクションは除く。

¹ 東証のウェブサイト内の社長会見資料として掲載されている (<http://www.tse.or.jp/about/press/071127s.pdf>)。

² 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/index.html>) に掲載されている。

- (2) 第二段階の終期については、株券電子化後の実務の安定運営の確認、コスト、手続等が見えてきたところで最終的な期日や方法を確定させる。
- (3) 最終的な 100 株への統一の時期や方法等に関しては、第二段階が終了する前に上場会社の売買単位の状況を勘案しながら改めて検討する。

時期は未定であるが、スケジュールでは、最終的な目標として、わが国の上場会社の売買単位を 100 株に統一することとしている。

その前段階として、2012 年 4 月を目標（仮）に上場会社の売買単位を 100 株と 1,000 株の 2 種類に集約することとしている。

以下、「行動計画」が示す各段階について若干の説明・コメントを加える。

(1) 第一段階

2008 年 4～11 月の第一段階では、新規上場会社の新規公開（グリーンシート銘柄が証券取引所に上場する場合は除く）と既存上場会社の単元株式数の設定・変更にあたって、売買単位 100 株とするように求めることとしている。

これは、「100 株」以外の売買単位を採用する企業がこれ以上増加しないように、新規公開分と売買単位変更分については先行して「100 株」に売買単位を集約する趣旨と考えられる。

(2) 中断期間

2008 年 12 月～2009 年 3 月は、売買単位の統一行動を一時中断する期間と位置づけられている。これは 2009 年 1 月に予定されている株券電子化のためである。

即ち、この時期は、株券電子化に伴う制度変更、システム対応、事務手続などが集中する時期となる。そのため、例えば、証券保管振替機構は、株券電子化の実施期日の前後一定期間は、株主確定が困難になることなどから、基準日の設定等が制限されるとしている。その他にもいろいろな混乱が生じることが考えられる。

そこで「行動計画」では、この時期を中断期間として、一時的に売買単位の変更手続を控えるように求めることとしているのである。

ただし、例外的に、「株券電子化に際して必要な端株処理のためのコーポレートアクション」は実施して構わないとしている。これは具体的には、1 株単位の会社が単元株制度に移行することを意味するものと考えられる。

まず、ここで言う端株とは、単元未満株（1 単元 100 株の会社の 10 株や 20 株）のことではなく、1 株単位の会社における 1 株未満の端数部分（0.1 株、0.5 株など）のことである。

こうした端株に関する制度は、2006 年 5 月の会社法施行により原則廃止された。そのため、新しい株券電子化の仕組みにおいても、整数倍の株式にのみ対応し、（1 株単位の会社の 0.1 株や 0.5 株といった）端株には対応しないこととされている³。

³ 1 単元 100 株の会社の 10 株や 20 株といった単元未満株は、整数倍の株式なので株券電子化にも対応されることとなる。

ところが、会社法施行前から存在する端株については、経過措置によって、例外的に効力を有するものとされている(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 86 条)。つまり、1 株単位の会社の中には、会社法施行前から存在する範囲で、現に 0.1 や 0.5 といった端株の権利を保有している者(旧端株主)も存在し得るのである。

これらの 0.1 や 0.5 といった端株は、前述の通り、株券電子化の対象外ということになる。つまり、そのまま株券電子化を迎えると、端株は、整数倍の株式と切り離されて、電子化されることなく端株原簿でのみ管理されるという状態になってしまう。

こうした混乱を防止するため、各証券会社や証券保管振替機構は、1 株単位の会社に対し、株券電子化までに単元株制度へ移行するように呼びかけている。具体的な移行方法としては、例えば、1 株を 100 株に株式分割した上で、1 単元を 100 株とする単元株制度を採用するということが考えられる。こうすれば 0.1 や 0.5 といった端株は、10 株や 50 株といった(単元未満ではあるが)整数倍の株式となり、電子化の対象とすることができるのである。

このような事情を踏まえて、「行動計画」は、1 株単位の会社については、例外的に、中断期間中も売買単位 100 株への変更を認めるとしているのである。

(3)第二段階

2009 年 4 月～2012 年 3 月の第二段階で、100 株と 1,000 株の 2 種類に売買単位の集約が本格化する。これは株券電子化が実現したことで、売買単位の変更に伴うコスト(株券の印刷コスト・郵送コストなど)が大幅に削減されることが期待できる。そのため、多くの会社にとって売買単位の変更が容易になると考えられることを踏まえたものである。

100 株と 1,000 株への集約の移行期間は、「行動計画」では 3 年間と予定されている。ただ、株券電子化後の実務の安定運営の確認、コスト、手続等を見た上で、最終的な期日や方法を確定させることとしている。

(4)第三段階

2012 年 4 月以降の第三段階では、最終目標である 100 株への売買単位の統一が進められることとなる。

第二段階において売買単位は 100 株と 1,000 株に集約されているのであるから、第三段階では、専ら売買単位 1,000 株の上場会社が売買単位を 100 株にくくり直すということになる。

8 種類あると言われる売買単位(=単元株式数)の中で、1,000 株を採用する会社が 1,706 社と最も多い(2007 年 10 月 22 日現在)。そのため、「行動計画」でも第三段階の終期(つまり、売買単位が 100 株に統一される期日)については未定として、第二段階の状況を勘案しながら改めて検討することとしている。

なお、端株、単元未満株の株券電子化における対応については、拙稿「株券電子化と端株・単元未満株」(2006 年 7 月 28 日付 DIR 制度調査部情報)を参照。

なぜ 100 株に統一するのか？

売買単位を（1,000 株ではなく）100 株に統一する理由として、「行動計画」は次の 4 点を挙げている。

上場会社の多くが 100 株又は 1,000 株を（売買単位として）採用している。

（売買単位）100 株へのくくり直しが近年数多く実施されている。

（売買単位）100 株の銘柄の多くが望ましい投資単位の水準に収まっている。

会社法上、単元株式数を 1,000 株以下にする必要があるため、1,000 株に統一した場合には単元株式数の異なる種類株式の発行の自由度が制限される。

上記 は、1,000 株を採用する会社（1,706 社）が突出して多い訳ではなく、100 株を採用する会社（1,402 社）もそれに匹敵するほど多くなっているという趣旨であろう。つまり、「採用する上場会社数が多い」というだけでは、売買単位を 1,000 株に統一する理由に乏しいということである。

上記 は、売買単位 100 株の会社の中には、東証などの要請に従って望ましい投資水準（最低投資金額⁴が 5 万円以上 50 万円未満）に合わせるために売買単位の変更を実施した企業が多く含まれているという趣旨であろう。

逆に、売買単位 1,000 株の会社の中には、証券取引所として望ましくない投資水準（最低投資金額が 50 万円以上）の会社も多数（625 社）含まれている。売買単位を 100 株に統一することには、これらの会社に対して投資単位の引下げを促す意味もあるものと考えられる。

上記 は、会社法上、単元株式数を 1,000 株超に設定できないこと（会社法 188 条 2 項、同施行規則 34 条）を踏まえたものである。

「売買単位 = 単元株式数」であるから、上場（普通）株式の売買単位を一律 1,000 株にすれば、その単元株式数も一律 1,000 株ということになる。この場合、上場会社が、普通株式と異なる単元株式数の種類株式を発行しようとするれば、普通株式よりも単元株式数の少ない類型（1 単元 100 株、1 単元 10 株など）しか、会社法上、認められないこととなる⁵。

上場（普通）株式の売買単位を一律 100 株に設定すれば、その単元株式数も一律 100 株ということになる。これであれば、上場会社は、普通株式よりも単元株式数の多い種類株式（1 単元 500 株、1 単元 1,000 株など）も、会社法上、発行可能となる。

⁴ 1 売買単位を購入するために必要な金額（= 株価 × 売買単位）のこと。

⁵ こうした普通株式よりも単元株式数の少ない種類株式は、（各種の条件設定にもよるが）東証が原則禁止する複数議決権株式に該当する可能性も高いだろう。なお、東証による複数議決権株式の原則禁止については、拙稿「種類株を用いた不適切な買収防衛策」（2007 年 11 月 28 日付 DIR 制度調査部情報）参照。